

日行連発第248号  
令和7年5月23日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
総務部  
部長 宮本 重則

「主な取扱い業務」の登録に関する所属会員への指導について(依頼)

本会のホームページに設置している「行政書士会員検索」(以下「会員検索システム」という。)は、広く国民等が行政書士会員又は行政書士法人会員(以下「会員」という。)に関する情報を簡易かつ迅速に検索できることを目的として運用しております。

会員検索システムにおいて「取扱い業務から探す」を検索条件とする場合の「主な取扱い業務」については、個々の会員が、会員専用サイト「連con」のマイページにおいて、実際に取り扱う業務を選択することにより登録されています。

このうち「社会保険・労働保険」を選択できるのは、行政書士として同業務を取り扱うことができる者のみで、具体的には、昭和55年9月1日時点で行政書士会に入会していた行政書士である者(以下「社労業務経過措置会員」という。)で、社会保険労務士との兼業者であっても、社労業務経過措置会員でない会員は、登録できません(「行政書士法の一部を改正する法律」(昭55年法律第29号附則第2項))。

社労業務経過措置会員以外の会員による「社会保険・労働保険」の登録については、平成27年にも各単位会に所属会員への周知や指導を依頼したところですが、近頃、社労業務経過措置会員以外の会員による「社会保険・労働保険」の登録が増加傾向にあります。

各単位会におかれましては、所属会員に対して本件を改めて周知徹底いただくとともに、誤って登録している会員に対して、至急、登録の解除を行うよう指導をお願いいたします。

なお、連conのログインID又はパスワードが不明な場合は、ログイン画面中の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方(<https://www.gyosei.or.jp/user/password>)」からログインIDの通知及びパスワードの再設定を行うことができますので、個別にご案内いただくようお願いいたします。

以上、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。